

住宅の真下にトンネルいらない!

## 第4回口頭弁論 (2019.1.15)

■大法廷を埋め尽くす傍聴者! 次回も満席に  
東京外環道訴訟の第4回口頭弁論が2019年1月15日(火)14時から東京地裁103号法廷で開かれました。100席の傍聴席がほぼ満席になり感謝いたします。



### ■4人の原告が口頭で陳述しました

右陪席裁判官が交代しての「弁論更新」は、通常は一言で終わるところを、第2回と3回に意見陳述した2名の原告が改めて口頭で陳述。その後、新たに2名の原告が自治体議員の立場から国・事業者の姿勢は住民の生命と安全に責任を負う基礎自治体を軽視していると意見陳述。弁護団(武内更一弁護士・遠藤憲一弁護士)は、今回提出した準備書面の要点について、地下トンネル工事による地盤沈下・陥没の危険性を弁論、また、被告国に客観的根拠を出すことを求めました。

被告からは、野川の気泡は危険でないとする主張する準備書面が出されました。これについては、根拠不十分のため更なる釈明を求める予定です。

### ■熱気あふれる報告集会

衆議院第2議員会館での報告集会には、60名超の参加。国会議員や秘書の皆様にも駆けつけていただきました。

支える会代表からお礼の挨拶、意見陳述を行った原告から感想、両弁護士からも傍聴が公正な裁判の力になるとの感謝の言葉に続き、法廷のやり取りの説明、質疑応答、意見交換が行われました。

東名JCTからの工事強行への抗議書を採択し、また、1月26日の大泉JCTでのシールドマシン発進式への抗議行動への参加を呼びかけました。

## 原告の思い

山田 耕平

### 住民の生命と安全を軽視

私は現在、杉並区議会議員を務めています。

この間の、とりわけ深刻な事態は、酸欠ガスの地上への噴出と地下水の複数箇所での噴出です。国・事業者は、大深度地下使用は「地上部に影響を与えない」と、再三、説明してきましたが、現実には、自ら「想定外」と認める地上への重大な影響が発生しています。

地上に噴出した酸欠ガスは、酸素濃度が極めて低く、一呼吸すれば瞬時に昏倒し、死亡しかねません。

計画沿線の善福寺池では、昨年子どもたちが水辺で川遊びをすることができるようになりました。子どもたちが遊ぶ水辺で酸欠ガスが発生すれば、取り返しのつかない事態になります。近隣の母親は「子どもへの影響が心配で気軽に近寄れなくなる」との声を寄せており、不安の声は高まっています。

地上への重大な事象が発生している事そのものが大深度法の大前提を崩すものであり、許されないことです。

さらに、国・事業者は、沿線住民等から出されている様々な質問や要望に対し説明責任を果たしておらず、杉並区からも、再三、改善を求める意見が挙げられています。酸欠ガスの発生等についても、沿線自治体での説明会が未開催のまま、本年1月中旬にも工事を再開。この事態に、杉並区の所管課長は「このような進め方をされては困ると国に伝えた」と、厳しい口調で語っています。

国・事業者の姿勢は、住民の生命と安全に責任を負う基礎自治体を軽視するもので、到底認められません。

大深度法の前提は崩れており、大深度地下使用認可の無効・取り消しと共に、地方自治体の独立性や住民自治を歪めている外環道計画の問題を正すべく、賢明な判断をお願いします。



遅野井川親水施設  
(善福寺公園)

2019年

5月14日(火) 14:00~14:30

東京外環道訴訟

第5回口頭弁論

●傍聴に来てください●

東京地裁103号法廷

地下鉄東京メトロ「霞ヶ関」駅A1出口

終了後15:00~報告集会開催

衆議院第2議員会館 第1会議室

## 武内更一弁護士の本論

### 地下トンネル工事による地盤沈下及び陥没の危険性

本件事業は、住宅密集地の地下に大規模な道路トンネルを設置するものであり、工事中及び工事後の崩落事故やトンネルの上や周辺で地表の陥没や大規模な地盤沈下が発生する危険性があり違法だ。

施工中の事故発生事例がいくつもある。

- (1) 2012年(平成24)2月7日に、岡山県倉敷市で鹿島建設㈱が施工していたシールドトンネル内で発生した内壁の損壊・水没で作業員5名が溺死した。
- (2) 首都高速道路㈱が施行した中央環状品川線の工事について、同年8月下旬、「南品川換気所」の建物と本線トンネルとを連結する避難路を非開削で施工していた際、土圧の増大によりトンネルが崩壊に瀕した。
- (3) 同年9月22日には、パイプルーフ・NATM併用工法により地中拡幅工事が行われていた「五反田出入口」で出水事故が発生し、地表の道路に「幅3m程度、長さ5m程度、深さ3m程度」の陥没が生じた。
- (4) 「首都高速道路横浜北線」(横羽線～第三京浜)の「馬場出入口」で、本線トンネルとランプウェイトンネルを地中で連結する工事を行ったため、2015年(平成27年)1月以降、周辺地域に最大13.7cmもの地盤沈下が発生し、地表の建築物等に被害が生じた。
- (5) 2016年(平成28年)11月8日早朝、福岡市営地下鉄七隈線延伸工事の「博多駅工区」で「NATM工法」によりトンネル掘削工事中に、大規模な地下水漏出・地上道路陥没事故が発生した。

## 遠藤憲一弁護士の本論

### 被告国に対して釈明を要求

国は、第1準備書面において大深度法各号の要件はすべて満たされているから本件処分は適法だと主張している。本当にそうなのか、客観的根拠(資料)を示せと要求するのが**求釈明**である。

今回は、

- (1) 交通混雑発生状況の根拠資料、データの提出、12分短縮になる根拠
- (2) 事業費の予算
- (3) 説明責任、住民への周知措置の履行状況
- (4) 地上及び浅深度地下の施設管理者との調整の有無、内容
- (5) 大気汚染測定の数値とされている、「計画日交通量」の基礎データ、拡散式の当てはめ数字と換算式の計算過程
- (6) 事業区域に井戸が1件とはこれいかにという求釈明である。

環境影響評価などと資料ばかり大部だが肝腎な基礎データや計算式に用いたデータなどは秘匿ないし結論がかかっているだけである。「環境影響評価」ならぬ「**官許影響評価**」に騙されてはならない。

次回 求釈明の第2弾は、気泡(酸欠空気)問題の全面追及である。ご期待下さい。



2016年11月8日  
博多の道路陥没事故

## 決意を新たにした提訴一周年集会(2018.12.15)

東京外環道訴訟は大深度法の違憲、違法を問うて、2017年12月18日に提訴しました。2018年12月15日提訴一周年記念集会を武蔵野公会堂にて開催しました。

「住宅の真下に巨大トンネルはいらない!～東京外環道の真実～」出版記念対談では、著者の丸山重威さん(ジャーナリスト)と橋本良仁さん(道路問題全国連絡会事務局長、リニア訴訟事務局次長)から、外環道は、全国各地の道路、リニア新幹線、ダム、辺野古、原発などと同じ構造の不要な国家事業。正義も力

がないと勝てないので、この本を広めて、多くの方にこの問題を知っていただき、大きな運動にしようとの訴えがありました。

弁護団からは、この1年の裁判の経過と今後について、また、車の両輪である裁判と運動との関係をお話いただきました。野川に噴出する気泡の映像も上映されました。

原告団の決意表明、国会議員・都議の皆様

からの激励・連帯のメッセージと続き、70名超の参加者一同で、この1年を振り返り、訴訟の意義を再確認し、決意を新たにしました。



# 危険な外環道工事は中止を！

1月26日大泉JCTからのシールドマシン発進式に抗議

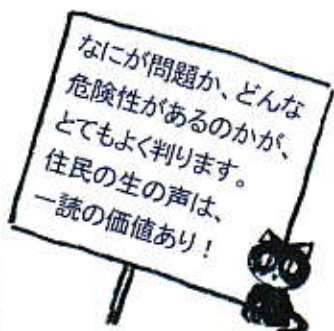


外環ネットは1月26日練馬区の大泉ジャンクション予定地で開催されたシールドマシン発進式に抗議しました。当日、沿線住民や国会議員・自治体議員など約50名が会場を取り囲み、二手に分かれて抗議の声をあげました。

東名JCTから発進したシールドマシンから地表に噴出した致死レベルの酸欠空気の原因や対策が十分説明されないまま、大泉JCTからもシールドマシンを発進させることは、住民の命をないがしろにするもので、工事の強行に抗議し、工事中止を訴えました。



## ▶▶▶▶▶ 広めよう 外環道の真実を伝える本！ ◀◀◀◀◀◀◀



「住宅の真下に巨大トンネルはいらない！ドキュメント東京外環道の真実」  
丸山重威 著 / 「東京外環道訴訟を支える会」編  
あけび書房 1600円(本体価格)

### 根源的な問いかけ！

川村晃生 慶応義塾大学名誉教授

本書は、住宅の下にトンネルを掘ってもいっさいお構いなしという、人権無視も甚だしい大深度法及び大深度トンネルの持つ問題点を、初めてえぐり出したものとして高く評価される。それと同時に60年に及ぶ東京外環道の建設反対運動の貴重な記録でもあり、また過度に発達した近代文明への根源的な問いかけでもある。(略)

私が関わっているリニア新幹線の都市部では大深度法が適用されている。大深度トンネルにどう立ち向かうか。本書は私たちの運動においても重要な指針となるであろう。(都政新報2019.1.15)

支える会にて本体価格+送料で頒布中

『消費者レポート』(2019年1月20日号)でも紹介されました

## リニア新幹線、住民が大深度地下使用認可取消しの審査請求！

1月10日：大深度法は違憲・違法！として、東京・神奈川の住民560人と愛知の154人が国交省へ

リニア中央新幹線計画の取消しを求めて、全線(1都6県)の住民による「ストップ・リニア訴訟」が2016年5月から続いています。

さらに2018年10月17日に国土交通大臣がJR東海に対し東京・神奈川・愛知の大都市圏の大深度地下使用の認可をしたことに対し、東京と神奈川の住民560名は1月10日、認可取消しの審査請求書を提出。愛知からも154通が郵送されました。

住環境を守る田園調布住民の会や東京・神奈川連絡会の代表は「自宅の地下を通る大深度トンネル工事の安全性や環境保全に強い不安。大深度法は事業者のためのもので、対象地域の住民への影響を無視。トンネルができれば地価は必ず下落する。大深度法は国民の財産権を侵害し違憲、土地の所有権は上下に及ぶという民法に違反。地権者に通知や補償は必要。認可取消しが妥当」と記者会見で述べた。

### ◆ストップ・リニア訴訟

▶ 3月13日第2次提訴、原告67名

▶ 5月17日14時半～第14回口頭弁論  
16時～報告集会  
会場と詳細時間等は、以下のHP参照

<https://linearstop.wixsite.com/mysite>

世田谷では

# 酸欠ガスに加え、振動も！

地表に異変続出！直ちに工事を中止し、原因究明と説明を！野川べりの会要請

東名ジャンクション立坑から発進したシールドマシンは、住民に十分な説明もないまま中止要請を無視して1月から野川沿いの住宅地の真下を掘り進んでいます。

初期掘進のときから直上周辺に異変が次々と発生。工事に起因すると事業者が認めたもの（下記①～③）や疑いの強い事象が報告されています。

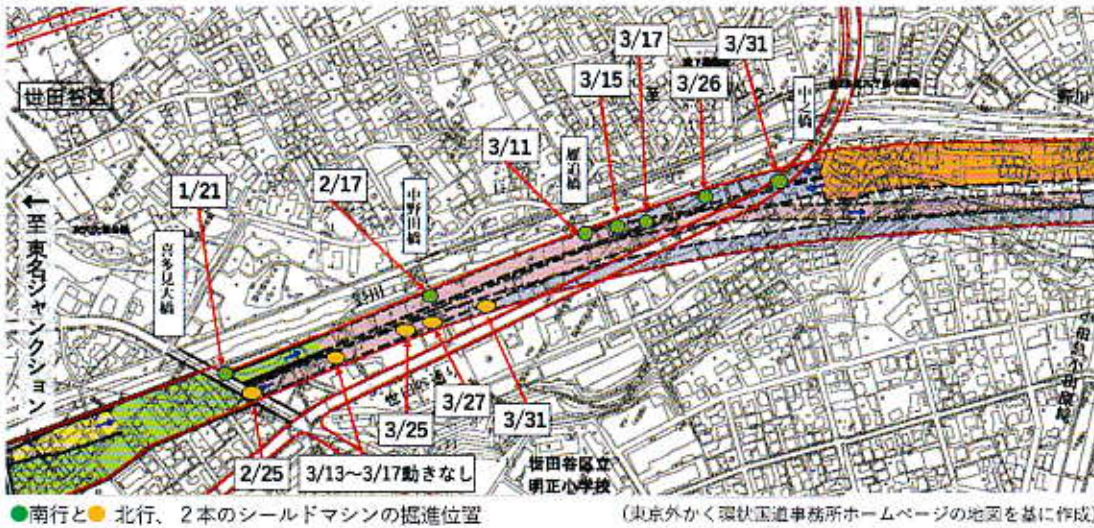
さらに、住宅地に突入してからは、震度2程度の振動を早朝に感じた、深夜に地震だとびっくりして飛び起きた、20分続いた、風呂の水が揺れていた、振動で眠れないなど、複数の振動被害が、家屋調査範囲外の野川の右岸地域からを含めて報告されています。

4月1日野川べりの会は事業者に「工事を中止し、振動被害の実態調査、原因究明、対策及び説明を求める要請書」を送付しました。

掘進開始から発生する異変

- ① 2018年5～7月 世田谷の野川・酸欠ガスが1か月半以上継続的に大量噴出
- ② 2018年5～6月 野川遊歩道・地下水観測孔に空気・地下水漏出
- ③ 2018年6月 外環工事ヤード内・地下水流出
- ④ 2018年7～12月 喜多見3丁目・枯渇していた清水川ではトンネル掘削時期に流水復活、その後再枯渇
- ⑤ 2018年11月～ 野川に中州が出現（酸欠ガスが5月から1か月半以上噴出後）・肥大化
- ⑥ 2019年1月～ 地下をシールドマシンが通過する頃、野川の右岸、左岸の住宅が揺れる

## 2本の巨大シールドマシンが住宅真下を掘進中 (3月31日、南行マシンが世田谷通り到達)



## 小田急・京王線駅前で外環道工事の中止を求めて市民に訴える：野川べりの会(世田谷)



2月2日、野川べりの会は、世田谷区、狛江市、調布市、三鷹市から計8名の区市議会議員の応援を得て総勢20名超で、小田急線の成城学園前駅と喜多見駅、京王線のつつじヶ丘駅の3駅の駅前で、危険な外環道工事の中止を市民に訴えました。

「1月中旬にシールドマシンは民家の下に！あなたの家の下にも酸欠ガスや地下水噴出の恐れが」との訴えに、多くの方が耳を傾け、チラシを受け取ってくれました。



「東京外環道訴訟を支える会」 <http://nongaikan.sblo.jp/>  
 ゆうちょ銀行 0一九 (せ けい けい) 店 当座 0392387  
 郵便振替口座 00150-0-392387 年会費 1000円  
 問合せ先：090-6024-8959 (東京外環道訴訟を支える会事務局・かごたに)

外環ネットのブログ  
<http://gaikan.sblo.jp/>  
 も、見てね！

カンパ歓迎!